

指定給水装置工事事業者
更新書類作成要領

令和6年3月
赤磐市上下水道課

◎指定の更新制度について

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は水道法第25条の3の2により **5年ごと**の更新が必要になりました。
このたび、更新対象となる事業者様におかれましては、更新申請に必要な書類一式をご準備の上、郵送か上下水道課窓口へご持参ください。申請書類の様式は赤磐市ホームページに掲載しておりますのでお使いください。

◎申請の受付・問い合わせ先

・赤磐市建設事業部上下水道課 上水道班

場所：赤磐市 赤坂支所（※本庁舎改修工事のため一時的に移転しております）

住所：〒701-2292

岡山県赤磐市町苅田 516 番地

TEL：086-955-2744（直通） FAX：086-955-1410

メールアドレス [jyogesui@city.akaiwa.lg.jp](mailto: jyogesui@city.akaiwa.lg.jp)

受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始等を除く）

◎更新手数料

更新手数料・・・・・・・・20,000 円

※申請受付後、納付書を送付しますので、それによりお支払いください。

◎注意事項

- ・書類に不備があった場合、記載されている連絡先へご連絡いたしますのでチェックリストの**担当者名・連絡先**は忘れず記入してください。
- ・更新しないまま有効期限を過ぎると**指定給水装置工事事業者としての指定が失効**しますのでお気を付けください。
- ・更新しない場合は更新しない旨を上下水道課までご連絡ください。

◎更新手続きの一連の流れ

- ①赤磐市上下水道課より更新対象の事業者へ更新案内を郵送：5月頃
- ↓
- ②更新書類一式を郵送又は上下水道課窓口へ提出：6月1日～6月30日
- ↓
- ③更新手数料納付書を上下水道課から事業者宛に発送：7月頃
- ↓
- ④更新手数料納付確認後、事業者証交付：9月頃

◎指定給水装置工事事業者の指定の基準

赤磐市指定給水装置工事事業者規則第5条各号のいずれにも適合していること

(以下：赤磐市指定給水装置工事事業者規則第5条)

(指定の基準)

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であってその役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

◎更新の申請に必要なもの

申請書等に必要事項を記入の上、添付書類等を添えて申請をしてください。
申請書等は、ホームページから印刷又はダウンロードし、記入例を参考に作成してください。

個人	法人	様式	書類名称
○	○	様式第1号	指定給水装置工事事業者指定申請書
—	○	添付書類	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本
—	○	添付書類	定款（写）
○	—		住民票 原本
○	○	様式第1号別表	機械器具調書
○	○	添付書類（写真）	管の切断用機械器具の写真 管の加工用の機械器具の写真 接合用の機械器具の写真 水圧テストポンプの写真
○	○	様式第2号	誓約書
○	○	添付書類	代表者・役員（監査役含む）の身分証明書 原本
○	○	様式第5号	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
○	○	添付書類	給水装置工事主任技術者免状（写）
—	○	添付書類	主任技術者の雇用関係が分かる書類（健康保険証等）
—	○	その他	法人の市区町村税の完納証明書（所在地の市区町村で発行）
○	○	その他	代表者の市区町村税の完納証明書（住所地の市区町村で発行）
○	○	その他	暴力団排除に係る誓約書
○	○	その他	営業所の外観、内部の写真
○	○	その他	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
○	○	その他	チェックリスト

※注意点

身分証明書・・・代表者・役員の方の**本籍地**の市区町村から取り寄せてください。運転免許証等ではありませんのでご注意ください。

定 款・・・原本に相違ない旨の記入・直近のもの

登記簿謄本・・・原本で発行日から3か月以内のもの

(記入例) 令和○年○月○日
原本に相違ありません
赤磐市下市 344 番地
赤磐市役所水道
代表取締役 赤磐 太郎

記入例

様式第 1 号(第 4 条関係)

(表)

指定給水装置工事事業者指定申請書

赤磐市水道事業管理者 様

空欄でよい

年 月 日

申請者氏名又は名称 赤磐市役所水道
住 所 赤磐市下市 344 番地
代表者氏名 赤磐 太郎 ⑩

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名			
フリガナ	氏名	フリガナ	氏名
代表取締役	アカイ タロウ 赤磐 太郎	登記簿謄本に記載されている全ての役員(監査役含む)を記入。 フリガナも忘れず記入。	
取締役	アカイ イチロウ 赤磐 一郎		
取締役	アカイ ジロウ 赤磐 二郎		
監査役	アカイ サブロウ 赤磐 三郎		
事業の範囲	管工事業	登記簿謄本の「目的」欄を参考にしてください。 給水装置に関する事業を行うことが明確に確認できる項目を記載してください。 例)「管工事業」、「給排水設備工事業」、「水道工事業」	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり		

申請者と事業所が同じ場合

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	赤磐市役所水道
上記事業所の所在地	赤磐市下市344番地
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
アカイワ シロウ 赤磐 四郎 アカイワ ゴロウ 赤磐 五郎	第〇〇〇〇〇〇号 第△△△△△△号

申請者と事業所が違う場合

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	赤磐市役所水道 赤坂支店
上記事業所の所在地	赤磐市町苧田516番地
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
アカイワ ロクロウ 赤磐 六郎 アカイワ シチロウ 赤磐 七郎 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">フリガナ忘れずに記入！</div>	第〇〇〇〇〇〇号 第△△△△△△号

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	φ 1 3 ~ 2 5 C 1	2	
	パイプソー	φ 1 3 ~ 2 5 C 2	2	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切器		2	
	やすり		2	
	面取り工具		2	
接合用の機械器具	パイプレンチ	○○○	3	
	モンキーレンチ	M 5 0 B C	3	
	トルクレンチ	△△△	3	
	トーチランプ	A B ○ ○ — 1	3	
水圧テストポンプ	手動水圧テスト ポンプ	T — 5 0 8	1	
	電動水圧テスト ポンプ	MMX ・ T — 5 0 K 2	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2号(第4条、第7条関係)

記入例

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへま
でのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

赤磐市水道事業管理者 様

年 月 日

空欄でよい

申請者

氏名又は名称 赤磐市役所水道
住 所 赤磐市下市3 4 4 番地
代表者氏名 赤磐 太郎 ㊞

記入例

様式第5号(第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

年 月 日

赤磐市水道事業管理者 様

届出者

氏名又は名称 赤磐市役所水道
 住所 赤磐市下市344番地
 代表者氏名 赤磐 太郎

空欄でよい

水道法第25条の4の規定により、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任
解任 の届出を
 します。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	赤磐市役所水道	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年 月 日
アカハ シロウ 赤磐 四郎	第〇〇〇〇〇〇号	〇年〇月〇日
アカハ コロウ 赤磐 五郎	第〇〇〇〇〇〇号	〇年〇月〇日
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">フリガナ忘れずに記入！</div>		

誓 約 書

私は、赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号。以下「条例」という。）の基本理念を理解し、下記の事項について誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 自社（個人の場合にはその者）又は自社の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1）暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 使用人として暴力団員等を雇用していません。また、新たに雇用しません。
- 3 第1項各号に該当する者が、自社（個人の場合にはその者）又は自社の経営に実質的に関与していません。
- 4 暴力団排除に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 5 赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱（平成19年赤磐市訓令第40号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を下請負人としません。
- 6 第1項各号に該当する者を下請負人としていて、赤磐市から当該下請契約の解除を求められた場合は、解除等の求めに従います。
- 7 この誓約書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

 年 月 日

空欄でよい

赤磐市水道事業管理者 殿

所在地 赤磐市下市344番地

商号又は名称 赤磐市役所水道

代表者氏名 赤磐 太郎 ㊞

※ 赤磐市暴力団排除条例については、裏面をご確認ください。

記入例

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

氏名又は名称 赤磐市役所水道
住 所 赤磐市下市344番地
代表者氏名 赤磐太郎 印

① 指定給水装置工事事業者講習会（日本水道協会岡山県支部主催）の受講実績（公表：可・不可）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 受講した ・ <input type="checkbox"/> 受講していない
（未受講の場合、その理由）※非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容（公表：可・不可）

営業時間 : 開始 8 時 3 0 分 終了 1 7 時 1 5 分	休業日 : <input checked="" type="checkbox"/> 土曜 (<input type="checkbox"/> 第1 <input type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4) <input type="checkbox"/> 夏季 (該当部に <input checked="" type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 日曜 (<input type="checkbox"/> 第1 <input type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4) <input checked="" type="checkbox"/> 年末年始 <input checked="" type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他 (GW)
漏水等修繕対応 (<input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否)	
<input type="checkbox"/> 受水槽・ポンプ <input checked="" type="checkbox"/> 屋内配管 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外配管 (掘削を伴う) <input checked="" type="checkbox"/> 蛇口等給水栓 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ (ボールタップ等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
対応工事種別 (新設・改造 等)	
配水管からの分岐 ~ 水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設・改造)	

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）（公表：可・不可）

受講者名 (公表対象外)	研修会名 (自社内研修については内容記載)、実施団体	受講年月日
赤磐 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和〇年〇月〇日
赤磐 一郎	自社内研修 ○〇に関する研修	令和〇年〇月〇日

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況（公表：可・不可）

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事 (施工する・施工しない)

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	※下記経験 (○・×を記入)	資格等の有無 (○・×を記入)		工事 年度
			保有している資格等	
赤磐 太郎	○	○	給水装置工事主任技術者	R04
赤磐 一郎	○	○	配水管技能者	R04
赤磐 二郎	○	×	講習会修了者	R04

※配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか。

※保有している資格等の証明書類の写しを添付してください。

※資格を有さなくても、経験を有すれば記入してください。

指定給水装置工事事業者更新時確認書
記入要領

○基本事項

- ・ 太枠内をご回答ください。
- ・ 公表にはホームページ等への掲載を含みますので、注意してご回答ください。
- ・ 回答欄におさまらない場合は必要に応じてコピー等の対応をお願いいたします。

① 指定給水装置工事事業者講習会（日本水道協会岡山県支部主催）の受講実績

- ・ 日本水道協会岡山県支部主催の指定給水装置工事事業者講習会を受講したか。
(未受講の場合はその理由を記載 ※非公表)

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間 ・・・営業時間を記入してください。
休業日 ・・・該当部に☑を入れてください 夏季休暇=8月のお盆期間 年未年始=12月26日～1月5日の間に休む場合は☑を入れてください
漏水等修繕対応 ・・・市民からの漏水等修繕依頼に対応されるかどうか回答ください。 対応可能な場合は対応可能項目を丸で囲んでください。 <u>※あくまでも基本的な方針であり、現場状況・事業者の都合により対応不可となる場合を加味せずに回答してください。</u>
対応工事種別 ・・・対応工事種別を選び施工可能範囲を丸で囲んでください。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

給水装置工事の施工技術向上のための研修等を受講しているか確認します。

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に定めるものとする。(以下抜粋)

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

研修例

・ 給水工事振興財団 e-ラーニング	受講証明書等(写)を添付
・ 給水工事振興財団 現地研修	
・ 自社内研修 ○○に関する研修	

指定給水装置工事業者更新時確認書
記入要領

④ 過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況

- ・配水管から分岐して水道メーターを取り付けるまでの一次側給水管布設工事を施工するかどうか回答してください。

施工しない→記入は以上となります。

施工する↓

<ul style="list-style-type: none"> ・技能を有する者・・・施工経験がある者
<ul style="list-style-type: none"> ・下記経験・・・・・・・・配水管への分水栓の取付・穿孔・給水管接合のすべての経験を有しているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・資格等の有無・・・・・・・・○・×を記入
<ul style="list-style-type: none"> ・保有している資格等 以下に記載している資格等（太字下線部）を記載してください。 I 水道事業等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた<u>配管工</u> II 職業能力開発促進法（S44年法律第64号）第44条に規定する<u>配管技能士</u> III 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の<u>配管科の課程修了者</u> IV 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者<u>講習会修了者</u>、配管技能<u>検定会合格者</u>、配管<u>技能者認定</u>)

資格を証明する書類（資格証、修了書等の写しを添付してください。）

技能を有する者の指名は公表対象ではありません。

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事業の事業運営に関する基準は次に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及びほかの地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。